

東京地裁判決 平成29年（ワ）第6293号 不正競争行為差止等請求事件
（通称：マリカー事件）ディスカッションポイント

第1 不正競争防止法に基づく被告標章第1（カタカナ、英語の文字）の使用差止等請求について（争点2、3、4について）

- 1 本件判決は、「原告文字表示マリカーは、日本全国の本件レンタル事業の需要者において広く知られていたとすることができる」と判示する一方で、「原告文字表示マリカーは『マリカー』という日本語の表示であり、日本語を解しない者の間で、原告の商品等表示として広く知られていたとは認められない」と判示しています。
上記の判示についてどのように考えますか。
- 2 本件判決は、被告会社が本件商標（マリカー）の商標権者であるにもかかわらず、「原告に対して、被告会社が本件商標に係る権利を有すると主張することは権利の濫用として許されない」と判示しています。
上記の判示についてどのように考えますか。原告による本件商標の登録異議の申し立てが認められなかったこととの関係についても議論ができればと思います。
- 3 本件判決は、「外国語のみで記載されたウェブサイト及びチラシにおける被告標章第1の使用についての差止及び抹消請求は認められない」と判示しています。
上記の判示についてどのように考えますか。

第2 不正競争防止法に基づく被告標章第2（コスチューム、人形）の使用差止等請求について（争点5、6について）

- 1 本件判決は、「原告表現物目録1ないし4」（3方向からのイラスト）を原告表現物として、そこから、「原告表現物の特徴」（別紙2参照）を判示認定していますが、この「原告表現物」は、不正競争防止法2条1項1号所定の「商品等表示」と、どのような関係にあると考えられますか。
上記の判示認定についてどのように考えますか。
- 2 本件判決は、「原告表現物と、本件宣伝行為にかかる写真、動画、コスチューム着用の被告従業員との類否」の判断に際して、これら写真、動画、コスチュームが「原告表現物の特徴の一部」を備えていることを理由に、両者の類似性を認めています。
上記の判示認定についてどのように考えますか。

- 3 本件判決は、ふたたび本件各写真及び本件各動画の掲載がなされるおそれがあると認めながら、「本件各写真のデータ自体は、その内容に照らせば不正競争行為とされない利用方法があることからその廃棄は認められない」「広告のために作成されたといえる本件各動画のデータの廃棄の請求には理由がある」と、写真と動画とでその結論を異にしています。上記の判示についてどのように考えますか。

第3 不正競争防止法に基づく本件ドメイン名の使用差止等請求について（争点7、8について）

- 1 本件判決は、被告会社が本件各ドメイン名の使用について「不正の利益を得る目的」を有していたと認定していますが、上記の判示についてどのように考えますか。参考資料3の関連裁判例との関係でも議論ができればと思います。
- 2 本件判決は、原告文字表示マーカーが日本語を解しない者の間では周知性が認められないことを理由に、「本件各ドメイン名を外国語のみで記載されたウェブサイトのために使用する場合には認められない」と判示しています。上記の判示についてどのように考えますか。

第4 著作権法に基づく原告表現物の複製又は翻案の差止請求並びに本件写真等の抹消及び廃棄請求について（争点9、10、11について）

- 1 本件判決は、差止めの対象となる行為が無限定であることを理由に、原告の請求を退けていますが、差止めの対象となる行為が具体的に特定されていれば、著作権侵害に基づく差止等の請求が認められる可能性があったのでしょうか。
- 2 本件判決は、「不競法に基づく請求の趣旨第6項に係る請求には被告会社がこれらのコスチュームを使用（貸与）することの禁止を求める請求が含まれる」と判示して、そのことを理由に「本件各コスチュームが原告表現物の複製物又は翻案物に当たるか否か（争点11）は判断するには及ばない」と判示しています。上記の判示についてどのように考えますか。上記1の著作権侵害に基づく請求に対する判示との対比でも議論できればと思います。

第5 その他

本件判決後、公道カート側面には新たに「任天堂とは関係ありません」という表示が掲げられています。本件判決を踏まえた上で、このような動きが今後の控訴審でどのような影響を持つのか議論できればと思います。